松戸市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定 について

松戸市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成29年6月13日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に準じ、補償基 礎額に係る扶養親族加算額を改定するため。 松戸市消防団員等公務災害補償条例(昭和43年松戸市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「の各号」を削り、同項第1号中「負傷し」を「負傷し、」に、「にあつては」を「には」に、「によつて死亡」を「により死亡」に、「、若しくは診断により」に改め、同項第2号中「消防作業等に従事し」の次に「、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事し」を加え、「にあつては」を「には」に改め、同条第3項中「によって」を「により」に、「433円」を「333円」に改め、「第2号」の次に「に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき267円(非常勤消防団員等に第1号に該当する者がない場合には、そのうち1人については333円)を、第3号」を加え、「第5号」を「第6号」に、「掲げる者」を「該当する者及び扶養親族たる子」に、「にあつては」を「には」に、「、367円」を「300円」に改め、同項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 第5条第4項中「以下」の次に「この項において」を加える。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の松戸市消防団員等公務災害補償条例第5条第3項 の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた松戸市消防団 員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償(以下「損害補償」 という。)並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同 条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補 償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金(以下「傷病補償年金等」という。) について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。) 及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。